

規 則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十五号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十二年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第五、様式第九及び様式第十四中 「3 禁錮以上の刑に処せられ

た者」や 「3 拘禁刑以上の刑に処せられた者*」ど、 「6 日本国憲法施行の日

力で破壊することを主
「6 日本国憲法施

以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴
張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」
* 刑法等の一部
68号)第443条
を含む。

行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する
政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第

第1項の規定により無期拘禁刑又は有期拘禁刑に処せられた者とみなされる者

」

改める。

附 則

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

2 この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用
紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。